

令和5年度第3回男女共同参画推進委員会 会議録（R6年1月11日開催）

○司会 それでは、会議に入らせていただきます。

初めに、会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○会長 皆様、おはようございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

今年も変わらず皆様の活発なご意見をいただきまして、越谷市の男女共同参画の推進について皆様と共に考えていけたらと思っております。引き続き、ご協力いただけましたら幸いです。

今年度は、これで最後ということになりますが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。短いですが、これにてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、越谷市男女共同参画推進条例第26条第2項に基づきまして、議事進行につきましては会長をお願いをいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

初めに、会議の傍聴について事務局にお聞きします。傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 いらっしゃいません。

○議長 いらっしゃらないようですので、このまま会議に入ります。

本日の会議では、お手元の次第のとおり、1件の議事について審議を行います。

それでは、次第に沿って進めてまいります。まず、協議事項1、「第4次越谷市男女共同参画計画 前期実施計画について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局 では、第4次越谷市男女共同参画計画と前期実施計画についてお話をいたします。

前回8月の会議では、前年度における越谷市の男女共同参画の取組についてまとめた年次報告書案についてご審議いただきまして、完成した冊子を9月の初めに皆様にお送りしました。今期の皆さんには、7月に委嘱され、日が浅い段階で報告書のご審議をいただくことになりました。本来であれば、計画等について詳しく説明をさせていただいた上でというのが望ましいとは思いますが、公表までのスケジュールの都合もあり、今回は簡単な概要の説明のみとなりましたが、今回はこれらの計画についてもう少し詳しく説明をさせていただいた後、皆様からのご質問やご意見をいただければと思います。

お手元の水色の冊子、カラーの絵の描いてある「越谷市第4次男女共同参画計画」12ページを御覧ください。下段に図がございますが、男女共同参画に関連する法律として「男女共同参画基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、そして「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、いわゆる「DV防止法」がございます。冊子の77ページ以降に条文が掲載されております。ふだん、なかなか御覧に

なることはないと思いますが、よろしければ後ほどお目通しください。

これらの法に基づき、国、埼玉県、そして越谷市としてそれぞれ施策に関する基本的な方針となる計画を策定しております。当市におきましては、市政全体の方針を定めた「第5次越谷市総合振興計画」のうち、男女共同参画社会の推進に関する部門計画として「第4次越谷市男女共同参画計画」を策定しています。男女共同参画計画は、平成17年7月に施行された「越谷市男女共同参画推進条例」に基づき策定したものです。推進条例につきましても冊子の59ページに掲載をしております。この第4次男女共同参画計画は、先ほどの女性活躍法に基づく推進計画と、DV防止法に基づく基本計画を含む形で策定をしております。

13ページ、「5、計画の構成」を御覧ください。第4次越谷市男女共同参画計画は、「基本計画」と「実施計画」から構成されています。基本計画は、令和3年度から12年度までの10年間の計画となります。そして、基本計画に基づき実施する具体的な事業を明らかにしたものが実施計画です。実施計画は、令和3年度から7年度までの前期実施計画、令和8年度から12年度までの後期実施計画と5年ずつの計画として策定をしています。

18ページ、「計画の内容」を御覧ください。第4次越谷市男女共同参画計画は、4つの基本目標と7つの施策の方針で構成され、それぞれに施策の方向が示されています。先ほどお話ししましたように、「基本目標Ⅱ男女が輝き活躍できるまちづくり」の部分が「越谷市女性活躍推進計画」、「基本計画Ⅳ男女共同参画社会を阻む暴力の根絶」の部分が「越谷市DV対策基本計画」に当たります。また、第4次越谷市男女共同参画計画は、SDGs 17のゴールのうち5番目のジェンダー平等を実現しようのみならず、全部で9つを踏まえたものとなっております。19ページ、上に該当するマークが記載されています。計画に示された「基本目標」、「施策の方針」、「施策の方向」をもとに、具体的にどのような施策を行うのかをまとめたものがクリーム色の表紙の冊子、「第4次越谷市男女共同参画計画前期実施計画」になります。前期実施計画においては、市内30の課所により110の事業を実施しています。当課の実施事業としては26事業、男女共同参画支援センター「ほっと越谷」の事業として24事業が実施事業となっています。

前期実施計画の9ページを御覧ください。事業番号1番からほっと越谷の事業が続きます。ほっと越谷は、市の直営ではなく、指定管理による管理運営ですが、業務仕様書において実施計画事業を必ず実施することになっておりますので、計画の途中である令和4年度に指定管理者が変わりましたが、現指定管理者が引き続き実施をしております。

お手元の「みてみてほっと越谷」も事業番号2「男女共同参画情報誌の発行」として実施しているものです。次号が2月に発行予定ですので、議事録送付の際にお送りできると思います。また、今回お配りしました当課が作成したリーフレットについても、それぞれ実施計画に基づき作成をしております。

そして、この110の実施事業それぞれの実施状況と、その効果について取りまとめたものが

水色の白黒の絵の表紙の「年次報告書」になります。

再度、カラーの表紙の「第4次男女共同参画計画」の冊子に戻りまして、15ページ、推進体制の図を御覧いただけますでしょうか。現行の第4次男女共同参画計画の策定に際しては、まず事務局である当課が素案を作成した後、「越谷市男女共同参画行政推進会議」に諮り、さらにこちらの「男女共同参画推進委員会」で6回ほど会議を開催し、内容についてご審議をいただきました。

後期実施計画の策定については、現時点の予定ではありますが、来年度から事務局である当課を中心に準備を進め、来年の今頃から各事業の所管課に見直しの内容について照会を実施、令和7年度の行政推進会議と男女共同参画推進委員会を経て、令和8年3月の策定と考えております。

今期委員の皆様は、令和7年6月末までが任期となるため、後期実施計画についてご審議いただくのは次の委員となりますが、皆様には見直しに当たって前期実施計画を御覧いただいて、ご質問やここを見直したらといったご意見を頂戴できればと思っております。見直しとは申しますが、基となる令和12年度までの基本計画があつてのものになりますので、基本的には前期実施計画の実施事業から大幅に変更するということはありません。ただし、社会情勢や制度の変化により、必要な場合は実施事業の変更なども行います。

クリーム色の「前期実施計画」ですが、例えば37ページ、事業番号78番、「不妊治療費の助成」は体外受精や顕微鏡授精といった特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成するという事業ですが、健康保険の適用外の治療で費用が高額であることから実施をしておりましたが、令和4年度から保険適用が開始されたことに伴い、令和5年5月をもって事業自体が終了となっていますので、後期計画における見直しの対象となります。こうしたもの以外は、主に目標値や指標の設定の仕方や広告様式などが見直しの対象となります。例えば、13ページ、事業番号15番、「性的少数者への理解促進のための啓発」は、目的を達成するための手段として理解を深めるためのリーフレットを作成し、市内事業者に配布し、毎年、1回は配布することを活動指標としています。

しかし、以前、当審議会においても配るだけで、どれだけ効果があるのかといったご意見もいただきましたので、啓発の方法や指標の設定の仕方については検討が必要だと考えております。こうした観点からぜひ皆様から様々なご意見をいただきますようお願いいたします。

事務局からの説明は以上になります。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見やご質問などはありませんでしょうか。

○委員 最後に説明いただきました性的少数者への理解促進のための啓発のどれだけ達成できたかの指標のお話があったかと思いますが、例えば配った人にアンケートを取って、それでパーセント等出せば、ある程度指標が分かるのかなと思いました。

○議長 ありがとうございます。

これに関してでもよろしいですし、別のことで構いませんが、ご意見やご質問などはありませんでしょうか。

皆さんが考えている間に、私から一つ。ただ今のアンケートを取ってどれだけ効果があるかということ調べてもいいのではないかと、ということですが、例えばリーフレットを配布して、どれだけさばけたかということに関して何かの情報というか、データを取っているものなのでしょうか。

○事務局 事業者への配布につきましては、毎年、商工会議所のご協力をいただいております。情報誌を会員企業様、事業者様に配付するときに挟み込みという形で入れて送っていただいておりますので、基本的には会員の事業者の皆様のお手元にはお配りできているということになっております。

先ほどのアンケートについては私どもも今検討を進めているところでして、それぞれのリーフレットがどれだけの人に見ていただいたかというのが私たちも分かりません。最近、市のほうでもデジタル化ということで、QRコードをつけて電子申請でいろいろなご意見をいただくという試みもしておりますので、それぞれのリーフレットに例えば二次元コードでアンケートフォームを添付しまして、御覧いただいた方にそこから意見をいただくという手法もできたらいいなという検討の段階ではございますが、考えているところです。

○委員 商工会議所のほうに入っているということですが、どのくらいの頻度ですか。

○事務局 うちの課の事業として商工会議所をお願いしているのは年に1回ですが、このリーフレットにつきましては今年度分についてはこれからの配布になります。今回の事業者向けの配布物については、ワーク・ライフ・バランスのリーフレットと、性の多様性のものと一緒に送る予定にしております。

○委員 今の件に関してですが、商工会議所というと働いている方が対象だと思いますが、一般の地域住民を対象に自治会の回覧板等を活用するようなことは考えていらっしゃいますか。

○事務局 「みてみてほっと越谷」というほっと越谷の情報誌は年に2回発行して自治会にお願いして回覧していただいておりますが、自治会の負担が大きく、回覧については今年度で終了となりまして、来年度からどうするかは考えているところです。

直接お届けするのが難しいので、できるだけ多くのところに配架という形になってしまうのですが、市内の主な公共施設には、基本的には全て置いているのと、近年ですと性の多様性などは学校とも関係が深いので、市内の小中学校、県立高校、私立高校、大学、短期大学、専門学校、と、学校とつくところには、全部送らせていただきました。

あとは、ほっと越谷の事業で性の多様性の講座などがございますので、その際には参加者にお配りをさせていただいたり、イベントで当課が関わるようなときには、できるだけいろんなリーフレットを持って行って、目に触れるようにしてお渡ししております。

基本的には発行しているリーフレットは全てホームページに掲載しておりますので、そこから御覧いただけるようになっております。

○議長 ありがとうございます。働いていらっしゃる方にもどうやって届けるかというのが今後の課題かなと思います。

○事務局 あと一点。今年からちょっと新しい試みとして始めたものがあります。当課で作成している4歳児、小学3年生、中学1年生の保護者向けリーフレットがありますが、紙だと手紙がいっぱい届くのでなかなか見ないというお話もございまして、今回、4歳児に関しましては、市立の保育所の保護者には紙ではなくてアプリ配信という形でお届けをするということを試してみたところです。これもやはり先ほどお話しあったように、アプリをどれだけ開いていただいたかというのを私たちは把握することができないので、今後、どれぐらいの方の目に届いたかというのをどういう形で調査ができるか検討していきたいと思っています。

○議長 ありがとうございます。

今、アプリのお話も出ましたが、世代によって情報の取り方が全然違うかなと思いますので、その辺をどのように工夫していけるかということも課題かなと感じました。

そのほかにご意見やご質問のある方いらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○委員 私は男女共同参画の推進には教育というのが非常に重要と考えています。前期実施計画の16ページ、事業番号20番の「手段」に、「小学校6年生全員に市の男女共同参画推進の基本的な考え方である男女共同参画推進条例のリーフレットを配布する」と書かれているのですが、この手段がどういう評価で、どういう状況になっているのかということと、今後、これにプラスしてどのように教育関係にプロモーションしていくかをお聞きしたいと思います。

○事務局 教育委員会は教育振興基本計画などの中に人権や男女共同参画の部分はしっかり位置づけられていると思いますが、埼玉県を通して先生向けの男女共同参画の研修が行われ、お子さんの名簿も男女別にしないといった取組は既に越谷市もされていると伺っていますので、少しずつ学校現場も変わってきていると思っています。

越谷市で条例をつくったときに、教育が重要とうたったのが、その当時は結構特徴的な部分でした。今、委員さんがおっしゃったとおり、男女共同参画を進めるためには教育が重要というのは、当初から条例でうたっていたので、私どももそういう部分も含めて子ども向けや、保護向けや、教員向けと、いろんな取組をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。次第です。

○委員 教育の場面で男女共同参画というのは非常に重要ではないかと思っております、学校教育の責任者と十分協議していただいて、実りあるものにしていただきたいと思います。

○事務局 今の件で補足させていただきます。今後、計画の見直しの中で、やはり学校現場の男女共同参画の推進が必要だと審議会でご意見をいただいたということで、この計画の

見直しの中で教育委員会の、学校教育部長や指導課長などに、何かプラスアルファできることがないかということを伝えていきたいと思います。

先ほどの性的少数者への理解の促進についても、学校現場の先生方もどう教えていいのか悩まれるようなお話を聞いております。越谷市の場合は中核市という枠組みなので、先生方の研修も独自に決めることができ、教育センターでその役割を担っているのですが、その中でぜひ先生方の研修に性的少数者の理解促進の一枠取っていただきたいということで昨年お願いをしましたところ、今年の2月に、中堅の先生向けの研修の場をつくっていただけるということで、越谷市の取組や、先ほどのSOGIのパンフレットの紹介なども含めて、当課の職員が講師として参加させていただく予定です。

男女共同参画は本当に幅広いので、先生方お一人お一人にまずは男女共同参画のリーフレットは、年1回必ずお送りしており、今後、先生方のご意見もいただきながら進めていけるか検討させていただきたいと思っています。

○委員 このような男女共同参画を推進していくのは非常に根気の要ることであって、難しい要素を含んでいると思います。やはり早く実りのあるものにするには、教育の現場を耕すということは非常に有意義で、有効な方法ではないかと思っているので、そういう意味でもこれから教育委員会と、こちらの課とで強力にタッグを組んで長期的な視野に立って進めてもらえば、良い結果が出てくるのではないかと思います。

○委員 教育の問題は全ての問題に関わっていると思いました。

先日、小中学校とも制服を作るときに、女子はスカート、男子はズボン、と一律に決めるのをなくそうという学校がある、と新聞で見ました。性的少数者が10%くらいいるのであれば、性別で指定のある学校はどうするのか、どちらでもいいというふうにやっていくかどうか。だからといって、男子はズボン、女子はスカートであるということをやめろと言っているわけではないし、簡単に決められることではなくて、非常に難しい。

ほかの資料にもありましたが、そもそも学校の管理職は男が多い、PTA会長は男が多いというところから変えなくてはいけないと私は前々から思っています。男の役割、女の役割という意識がまだまだあって、だから女子はスカート、男子はズボンという発想から抜け切れないのだと思うのです。

○議長 ありがとうございます。

先ほどのご意見からありますが、教育現場と行政と常に共同して話し合いながら事を進めていけたらいいのかなと思っています。

ほかに何かありますか。

○委員 前期実施計画15ページ、事業番号17の「手段」のところに、「ジェンダーの視点を踏まえた」という書き方があります。この言い方はもう何十年も前から使われてきたと思いますが、「ジェンダー」という定義を、条例啓発リーフレットの「自分らしくってどんなこと」に書いてあるジェンダーについて見ると、「人々や社会が考える『女らしい』、『男らしい』とい

うイメージや役割のことをジェンダーと言います」と書いてあります。何かちょっと非常に分かりづらい。ジェンダーバイアスフリーの視点を踏まえたということを言いたいのかなと思うのですが、それでも、「ジェンダーの視点を踏まえた」という言い方が少し分かりづらいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長 貴重なご意見ありがとうございます。

○事務局 以前の委員さんからも、男女共同参画という言葉はわかりにくい、というお話がありましたし、もともと女性の人権運動から始まって、海外からいろんな言葉が入ってきて、かといって日本語で全部書くと長くて回りくどくて、悩ましいところなのですが、「ジェンダー」を安易に使わず、もっと分かりやすい表現がないか検討していきたいと思います。

○委員 このジェンダーという言葉、先ほどの社会的な男女の分け方と私は解釈しているのですが、エックスジェンダーとかトランスジェンダーという言葉と混同して使われる方がいるのです。私が「LGBT関係のところで活動している」と言ったら、「それってジェンダーでしょう」と言われ、「いや、ジェンダーというのは社会的な男女の役割のことなので、あなたたちが言っているのはトランスジェンダーとかそういうことでしょう」と説明をつけないといけないことがあります。日本語として略して使う文化があって、言葉を混同するという問題があるので、本当に日本語としての表現がきちんとしないと、進めたい話が混乱を持ってしまうという危険性が常にあるなと思っています。

あと、先ほどの6年生向けの条例リーフレットですが、これは配っただけではなくて、それを教師と一緒に読む、もしくは保護者と一緒に読むというのを一言つけて配っているのかというのは気になりました。私だったら、子どもと一緒に話して、自分はどうありたいという話をしたいので、またいずれ機会があったらよろしく願いいたします。

○事務局 小学校6年生向けの条例リーフレットにつきましては、我々はできれば学校の授業などでお話を少しでもしていただければという気持ちはあるのですが、やはり学校の授業の進め方ですとか教えている内容などが学校によって違うというところで、うちのほうから必ずこれを授業で取り扱ってくださいとお願いするのもなかなか難しいところではあります。ただ、市内の小学6年生の全員分プラス、ぜひ学校で教職員の皆さんも御覧いただきたいということを付け加えまして、先生に職員室で回覧いただく分の予備をつけてお渡ししたり、送付文の中に、ぜひ授業でご活用くださいとか、ご家庭で話し合ってください際にお声がけくださいという一文をつけてお送りするようにはしております。

○委員 ありがとうございます。

やはり学校関係者と横のつながりがあれば、より強く学校側に働きかけられるのではないかなと思いました。

○委員 ご指摘されたように、配布の仕方が、机の上にポンと置いておくのか、説明しながら配布するのか、また教員に対する研修も含まれているのか、計画書には書くスペースが少ないから、こういう簡略な書き方されているのだろうと私は思っておりますので、作成したも

のを有効にする配り方をされてはいかがかなと思っております。

○議長 ありがとうございます。

先ほども何度もお話が出ていますが、教育現場と行政とどのように共同していくかということも考えていかなければいけないと思いますが、ジェンダーや性的少数者だけではなく、男女共同参画も小さい頃から小学生ぐらいで意識として根づかせていけたらいいと思いました。

ほかにご意見はありますか。

○委員 私は人権擁護委員として、人権意識を啓発するために幼稚園に伺ったり、小学校の人権教室に伺ったりと、教育現場の中に足を踏み込んで人権について語る機会いただいているので、こういった男女共同参画についての意識を啓発するためにも、パンフレットを配っただけでは、やはりなかなか意識は深まっていかないのではないかと感じます。課としてそういったところをどう考えていらっしゃるのかなということと、前期実施計画の冊子の2ページの計画の中に、「男女共同参画の視点を踏まえた教育の推進」のところに重点ということが書かれていて、15～16ページの事業が、この部分に当たるのかと思うのですが、これをさらに充実させるために次の手は何かお考えなのか、その辺りをお聞きできればと思います。

○事務局 総合振興計画という大きな越谷市全体の計画があって、その分野の中で私どもの男女共同参画計画や、教育振興基本計画があって、総合振興計画とリンクしている部分がありますので、今後、その辺の見直しのタイミングで、教育における推進などはプッシュしていきたいなと思っています。

今現在、人権擁護委員にもお願いしているのは、特に子どものいじめの関係をメインに人権教室の中で述べさせていただいています。人権擁護委員というのは、もともと法務省が所管でございまして、国が毎年定めている人権啓発の重点目標が17あります。例えば子ども、女性、障がい者、高齢者、それぞれの分野でまた男女も絡んでくるし、あと我が国特有の部落差別やアイヌや、震災に絡んだ風評被害ですとか、いろんな人権活動がございす。

国連からも再三勧告されているのですが、差別したら罰則というものが日本にはないので、私ども行政で何をしなければいけないかというと、「人権啓発及び人権教育の推進に関する法律」という法律の中で人権啓発と教育をしっかりやっていきなさいと言われております。

男女共同参画の中でも女性差別という部分は過去の歴史からひもといっていけば当然ございますので、それを解消していくにはどうするかというところで国の法律などで動いてはいるのですが、法律ができたからすぐ解決するような問題ではないので、やはり子どもの頃からの教育が大事で、大人に対しては啓発という言い方をしていますけれども、いろんな方を対象とした啓発を地道にやっていくしかないと思っております。

行政はそういう取組をしておりますけれども、先ほどの法律に絡んで、社会も変わっていかねばいけないという部分があるので、10年前に比べると、特に性的少数者の関係については、本当にいろんな民間団体の活動も含めて大分進んできたと考えておりますので、いろんな方が、いろんな立場で男女共同参画を進めていかなければいけないのかなと、今でもなかなか難しいなと考えているところでございます。

来月、性の多様性に関する研修を学校の先生方にさせていただくことになっているのですが、市のほうで出張講座、我々職員がいろいろなところに出向いて講座をするということが可能です。これは市の職員なので、講師代はかかりません。

あとは先日、PTA連合会にお願いをしたところなのですが、ほんと越谷も実は出前講座として、いろんなところに出向いて講座をすることができますので、ぜひご活用くださいというチラシを入れさせていただいております。

先ほど来、教育ということで、やはりどうしても学校とか教育委員会とか学校教育がメインになりがちなのですが、教育というのは学校だけではなくて、家庭教育というのもございます。保護者向けのリーフレットを作っているのもそうなのですが、保護者の皆様や地域の皆さんに知っていただくこと、子どもに関わる全ての人に知っていただきたいというのが、まず大きなところになります。

私どもの出張講座がありますよといっても、使っていただけたところがあまり今ない状況なのですが、プログラムがある程度できてまいりましたので、具体的に例えばこういう講座を自治会や子ども会、PTAの研修向けにできます、というPRを打って行って、ぜひ活用いただけるようにしたいと思っています。なかなか学校の授業を割いてくださいとお願いするのが難しいものですから、それ以外のところから埋めていくという方法は、この先考えていきたいなと思っております。

どうしても学校教育に課せられがち、という話もありましたが、教育委員会の生涯学習課が所管している公民館・地区センターが13館ございますので、そこで人権教育推進事業として、いろんな人権課題についての講座を各公民館で行っております。先ほど言ったとおり、多くの人権課題があるので、一つの課題を全館でというわけにはいかないので、それは各館ごとに、性的少数者、子ども、障がい者など、いろいろテーマで取り組んでいただいております。そういった取組もさせていただいているところでございます。

なので、この計画自体が、私どもの課の計画ではなくて、越谷市全体の計画になっておりますので、それぞれの所管する立場で、それぞれの事業の中で男女共同参画に取り組んでいただく具体的なものを定めたのが、この実施計画ということになります。

○委員 年齢層に合わせたリーフレットを作っていますが、中学校を卒業したら終わりという問題ではないので、なかなか難しいとは思いますが、高校に行ったら成人向けといった感じでどんどん幅を広げていてもらいたいと思います。

○事務局 さらに紙媒体で出すというのがなかなか難しいところがございます、リーフレット

の数を増やせるかは検討したいと思うのですが、今、私どもの人権・男女共同参画のホームページの階層が深くてなかなかたどり着くのが大変だというお声をいただくのですが、その中に男女共同参画コラムを入れております。なので、追加で紙媒体を作成するのは難しいところなのですが、大人向けの男女共同参画のリーフレットを条例ができたときに作ったようで、その更新を含めて紙で出すのか、ホームページ上に出すのかというのを検討はしたいと思います。条例自体を知らない方もいらっしゃると思いますので、そこについて広めるような取組を進めていきたいと思います。

○議長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

○委員 一番思っていることは、地域の活動で男性だけが役に就いている人が多くて、女性は二の次だということです。だからなかなか男女共同参画社会の実現には到達しないのではないかと思います。

それと、たまにほんと越谷からチラシが入ってきますが、見ていない方が多いです。私も今、特殊詐欺が越谷でワーストワンになったということで、チラシをお渡ししているのですが、ただお願いするのではなくて、お年寄りには一枚一枚持っていってお話をしながら手渡しをしているような状態で、やはり地域から変わってほしいなと思っているところです。

○委員 男性、女性と違いがある以上、それが必ず平等になるというのは難しいとは思いますが、それをいかに近づけられるかを考えていくのはすごく大事だと思うので、引き続き市役所の方を先頭に頑張っていただければと思います。

○委員 男女共同参画といっても、どうしても身体的な性差はなくなりません。能登の地震を見て、今この平和な時にきちんと考えておかないと、混乱が起こったとき、より弱い人がもっとつらい立場になってしまうと思います。

男性が必要なもの、女性が必要なものはまた違うわけで、困ったとき、私たちはきちんと助け合えるのか、という視点も含めて話し合いたいと思いました。

○議長 ありがとうございます。

これに関連して何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

○事務局 男女共同参画の視点が防災には必要だという動きは東日本大震災以降言われてきておりまして、国のほうでもそういった取組みを進めているところです。

越谷市としても、男女共同参画行政推進会議の下部組織で男女共同参画推進員部会という各課から職員を集めて男女共同参画の施策について調査研究をするという会議がありますが、その中で今年度と来年度、男女共同参画の視点による防災をテーマに活動をしています。災害が起きたときに、避難生活で何に困るか考えてみようということで、自分が例えば子育て中だったら、DVの被害者だったら、性的少数者だったら何に困るだろうと様々な立場で考えてみました。

危機管理室でこれから避難所運営マニュアル等の見直しを図るという話も聞きましたので、作成の際に参考にしてほしいという意見を部会から危機管理室に出そうということです。

今、能登の地震でも市の職員が出動できずに人が足りないというような話がありましたので、全ての職員が当事者であるという視点を持った話合いをつなげることができるというなど考えております。

危機管理の職員と話をしたところ、男女共同参画の視点の避難所運営についてそれぞれの地区の方に直接お話をする機会が今までなかったという話を聞いておりまして、それは我々も課題であると思っています。

○議長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。防災についてですが、埼玉県立大学は福祉避難所として指定されることになっているという話を聞いています。その中には、やはり妊娠されている方、または障がいのある方とか、ご高齢の方などなど特に支援の必要な方々の避難所になる予定ではあるのですが、避難所の中でもみんなで助け合えるということを大学としても考えていかなければいけないと取り組んでいるところです。

能登地震では、8か所ある福祉避難所のうち7か所が開設されていないというニュースも聞きました。予定通りにいかなかったときに、みんなでどのように支援の必要な人たちを支えていくかというのは、市民みんなで考えていけたらいいのかなと思いました。

そのほかに何かこの資料などでお気づきの点はありますでしょうか。

ないようでしたら、この協議事項Ⅰの第4次越谷市男女共同参画計画前期実施計画についての審議は以上とさせていただきます。

議事、その他として事務局から何かございますでしょうか。

ないようですので、議事については以上となります。

次に、4のその他として事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 議事ではなく、情報提供として、これから市がやらなくてはいけないことについて、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」という資料に基づいて、ご説明させていただきます。

12月の議会でもご質問をいただいておりますこちらの件ですが、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、いわゆる「女性支援新法」や「困難女性法」という言い方をしますが、こちらは女性であることに起因する生活の困窮、性暴力や性犯罪被害、家庭関係など様々な課題や、孤独・孤立対策といった視点も含めた女性支援の強化を目的に、議員立法という形で成立した法律になります。

婦人保護というのがこれまでもございましたが、これまでの婦人保護が売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的としていた売春防止法を基に行っていたことから、女性への人権や福祉の増進、自立支援といった視点が不十分であると言われてきました。

今回成立しましたこの女性支援新法におきましては、女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等といった視点が明確に規定されているというのが特徴になります。さらに、法律におきましては、国や行政における様々な困難を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責

務が明記されまして、都道府県には基本計画の策定が義務づけされております。女性支援新法が令和6年4月1日施行になるのを前に、埼玉県では法に基づく基本計画案を策定しまして、11月には県民コメントを実施しております。

計画案を見ましたが、現行の男女共同参画基本計画の改訂枠として策定が進められているように見受けられました。あとは、さいたま市も政令市になりますので、都道府県に準じて計画の策定を進めているようで、既存の男女共同参画計画の見直しの際に、今の越谷市のようにDV防止法の基本計画や、女性活躍推進計画のように男女共同参画の計画の中に困難女性の支援計画を含める形での策定を進めているような案を拝見しました。

本市におきましては、先ほど計画の説明の際にもありましたが、総合振興計画の分野別計画としての策定をしております第4次男女共同参画計画が令和12年までの計画なのですが、前期実施計画が令和7年まで、令和8年からは後期の計画となりますので、この後期の実施計画に位置づけるということが必要になってくるかなと考えています。

先ほど女性の福祉と申し上げましたが、この困難な問題を抱える女性への支援というのは、福祉の視点と併せて、その方の置かれた状況に応じて横断的かつ包括的支援という言い方をしておりますが、単発的ではなく、切れ目のない支援ということを国からも言われており、そういったことを進めていくための体制整備が必要となってまいりますので、場合によっては組織の見直しの議論も必要になってくるかもしれません。

女性支援新法に関係してくると思われる子ども家庭部、福祉部、それから重層的支援を行っている地域共生部の担当課と、行政組織に関わる行政管理課、こちらの管理職で昨年の8月に意見交換会を実施いたしました。

当市につきましても中核市なので、計画をつくることになってくるとは思いますが、都道府県の計画に準じてという前提がございますので、まずは4月に県からどのような計画が出てくるかを注視した上で、どのタイミングで計画をつくるのか、どのような組織にするべきかという議論をしていくという方向性です。場合によりましては、また次回の会議などでご意見いただくことがあるかもしれませんが、国や県のほうでこういった動きがあるということを知っておいていただきたくお話をさせていただきました。

○議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問はありますでしょうか。

事務局からは、ほかに何かありますでしょうか。

○事務局 ほっと越谷から、事前に送付しております資料でレインボーカラーのもの、左上に「ほっカレ特別講演」と書かれているものについてご説明させていただきます。

本年度より男女共同参画の視点で様々なテーマについて継続的に学ぶことを目的とした「ほっと越谷ダイバーシティカレッジ」、通称「ほっカレ」を始動することができました。ほっカレでは1年に1度特別講演会を実施する予定で、その第1回目のゲストとして、女装パフォーマーかつライターのお仕事もされていますブルボンヌさんを晴れてお迎えすることとなり

ました。

日時は、2月11日(日・祝)で14時から16時の講演となっております。ブルボンヌさんご本人もゲイを自認しており、LGBTや多様性を扱うテレビやラジオ番組に多数出演していることから、セクシャルマイノリティに関するお話が中心になるかと思いきや、多様性を考えるには日本のジェンダー問題から知ってもらわなくてはいけないということで、ジェンダーから多様性と幅広くお話しされるとのことです。

先ほどもお話が出ましたが、私の友人にも「ジェンダーとはLGBTとか性的少数者のこと」という認識の人がよくいるので、そういったところも幅広くお話しいただけるということで、大変ありがたく思っております。

今回は、ほんと越谷を飛び出しまして中央市民会館を会場に行きます。冒頭の部分では、客席を回って観客とのコミュニケーションを取っていきたいというお話もありましたので、興味のある方はぜひお申込みの上、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま説明がありましたが、何かご意見やご質問はありますでしょうか。

○委員 無知で申し訳ないのですが、「LGBTQ+」と記載があるのですが、この「+」というのは何を示すのでしょうか。

○事務局 まず、LGBTの話からお話しさせていただきますと、「L」がレズビアン、「G」がゲイ、「B」がバイ、「T」がトランスジェンダー、「Q」がクエスチョンやクィアとなりますが、それ以外にももっとたくさんある、ということで「+」という表現をしています。

国ではLGBTという表記を使っていないのですが、県がLGBTやLGBTQという言い方をしていたり、+をつけたりと、性的少数者のことを呼び表す言葉というのがいろいろございまして、その中の一つになります。

「LGB」については自分が好きになる対象は誰になるのかという性的な指向を表す言葉なのですが、「T」のトランスジェンダーは、自分の心の性と体の性が違う、という性自認の言葉になります。自分が誰を好きになるかという性的指向と、自分は体が男で、心も男であるという性自認の言葉で表現すると、「SOGI」という言い方になり、そうすると、それは一部の人たちだけの問題ではなくて、私たち全員のことになるので、全体の話として理解していただこうと思っています。

○議長 ありがとうございます。

そのほかにご意見やご質問、感想等ありますでしょうか。

○委員 以前、ほんと越谷の講座で撮影現場における性的表現についてのインティマシー・コーディネーターの方の講演を聞きましたが、すばらしかったです。あの方をお呼びできたのは非常によかったと私は感激していますし、お礼申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

あの後からメディア露出がかなり増えたのかなと私自身も感じていて、すごく早い段階で抜

てきすることができたかなと思っております。

○議長 そのほか何かご意見、ご質問ありますでしょうか。

そのほかに委員の皆様から何かご意見、ご質問等がございますでしょうか。

○委員 以前に比べたら私自身は男女差別はあまり感じなくなっています。保護者向けリーフレットがありますが、学校の先生自身がこの問題を理解していかないと教えていくのも難しいのかなというのはすごく感じています。

○事務局 ありがとうございます。

本日の議事は、これで全て終了いたしました。議事進行にご協力をいただきましてありがとうございました。

ここで議長の務めを終わらせていただきまして、事務局にお返ししたいと思います。

○司会 会長、大変ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして副会長から一言お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副会長 今日活発なご意見、議論をいただきありがとうございました。本当に皆さん主体的に考えていらっしゃる、すごいなと思っているのですが、最後にSOGIのお話をさせていただいてよかったなと思っています。私も以前からずっとSOGIの話をさせていただいておりまして、みんなが当事者であるということがすごく大事なことだと思っています。

研修や啓発など、所管課でもたくさん行っていただいておりますが、大人が日常生活の中で自然にアウトプットしていくと、子どもたちにも伝わっていくと思うので、授業の中で伝えていくだけでなく、先生方や地域の大人が身をもって示していける社会に皆さんと一緒にしていけるといいなと思っています。

先ほど制服の話もありましたように、いろんな選択肢があって、それを自ら選ぶということがすごく重要なことだと思うので、この男女共同参画の推進の中でも、一つ一つ越谷市が先駆的に取り組んでいけるように、皆さんと一緒にまた考えていければと思っています。

長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

○司会 委員の皆様には長時間にわたりご審議をいただき、また議事進行にご協力いただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回越谷市男女共同参画推進委員会を終了させていただきます。

なお、本日の会議録につきましては事務局で取りまとめて、おおむね1か月程度で皆様に送付させていただきます。

本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。